



Mental Wellness !

〔学生総合相談通信 No.54〕

発行 : 平成28年3月28日

拓殖大学学生総合支援室

新年度を目前にし、希望に満ちた日々をお過ごしと思います。もしかすると、新入生の皆さんは一抹の不安を感じているかもしれません。そんな時、この「こころ+ハーモニー」が何かの支えになれば幸いです。～ 充実した4年間・大学生活になりますよう願っています。～

# Topic なんとなくうまくいかない、つらいけど・・・

今まで53回にわたり、こころの調和のために知って欲しいことを、3週間に1回（長期休暇中は除きます。）『学生総合相談通信-こころ+ハーモニー』にまとめ発行しています。全て本学HPで見られるようになっていますし、両キャンパス学生総合支援室でも配布しています。そして、大学生活で「生活しづらさ」を感じるようなことがありましたら、何でも相談窓口である「学生総合支援室」を活用して下さい。

今号では、4月1日に施行されます「障害者差別解消法」について、内閣府作成リーフレットをもとにお知らせします。  
※内閣府ホームページ【<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>】より引用

## 障害者差別解消法

平成28年4月1日施行

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

### <「不当な差別的取扱いの禁止」とは？>

国や事業者等（※）が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。（※）「国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者」の略

### <「合理的配慮の提供」とは？>

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、国や事業者等（※上記同様）に対して障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

### <対象となる「障害者」は？>

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことだけではありません。身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人も含む。）、その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。

大学生活に対する不安や悩みなどがありましたら是非一度、総合支援窓口である学生総合支援室へ来室して下さい。随時、専門職である学生主事が相談に応じます。

八王子国際キャンパス 管理研究棟1階  
文京キャンパス C館2階  
※月～金 9:00～17:00

八王子学生総合支援室 〔学生主事3名〕  
学生総合支援室 〔学生主事5名〕  
土 9:00～15:00

## 各種相談日のご案内【4月】

**心の健康相談日**—専門医が来校し、心の健康に係わる不安や悩み等への医学的対処法を直接アドバイスしています。

〔文京キャンパス〕 15日(金) 14:30～17:00  
〔八王子国際キャンパス〕 28日(木) 13:30～16:00

**法律相談日**—本学教員による、法律に係わる諸問題についての相談機会を設けています。

〔文京キャンパス〕 21日(木) 11:30～12:30

**女子学生のための相談日**—本学女性教員による、女子学生のための相談機会を設けています。

〔文京キャンパス〕 18日(月) 14:30～15:30  
〔八王子国際キャンパス〕 27日(水) 12:40～13:20

〔予約制〕 相談希望者は、何れかのキャンパス「学生総合支援室」で事前に予約して下さい。

次回発行予定 平成28年4月18日(月)